

ASEAN における観光促進の取り組み

開発経済調査部 研究員 五味 佑子
yuko_gomi@iima.or.jp

1. ASEAN への観光客数は堅調増加

国連世界観光機関（UNWTO）によると、2014年に東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国を訪れた観光客数は約9,700万人と、世界全体の9%、アジアの中では37%のシェアを占めた¹。2014年はタイの政治状況が不安定であったことなどから、ASEAN全体への観光客数の伸びは前年比+3%に留まったが、2011年は前年比+11%、2012年は同比+9%、2013年は同比+11%の伸びを示し、2010年との比較では、2014年のASEANへの観光客数は約1.4倍となっている。

ASEAN各国別の観光客の状況を見ると、マレーシア、タイといった元々観光客が多かった国が堅調に伸びている一方、ミャンマー、カンボジアなどこれまで観光客が少なかった国への観光客も増え、ASEAN全体として観光客数が増えてきている（図表1）。

ASEANを訪れる観光客の国・地域別の内訳をみると、ASEAN域内からの観光客が全体の約47%を占めている。ASEAN域外からの国では、中国からの観光客が最も多い。

図表1:ASEANへの観光客の来訪状況（各国別）

	旅行者数(千人)			国際観光収入 (対GDP比)
	2010年	2014年	2010年との 比較(倍)	
マレーシア	24,577	27,437	1.1	6.7
タイ	15,936	24,780	1.6	10.3
シンガポール	11,639	15,095	1.3	6.2
インドネシア	7,003	9,435	1.3	1.0
ベトナム	5,050	7,874	1.6	3.9
フィリピン	3,521	4,833	1.4	1.7
カンボジア	2,508	4,503	1.8	17.6
ラオス	2,513	4,159	1.7	5.5
ブルネイ	214	3,886	N.A (注)	0.5
ミャンマー	792	3,081	3.9	1.5
ASEAN	73,753	105,084	1.4	-

注：2010年（2013年以前）のブルネイの旅行者数は空路の旅行者数しかカバーしていない。

国際観光収入のデータは、ブルネイは2012年、ミャンマーは2013年、その他は2014年。なお、韓国観光公社によれば2014年の韓国への外国人訪問者数は約1,400万人、日本政府観光局によれば2014年の日本への外国人訪問者数は約1,340万人、2015年は約1,970万人となっている。

出所：ASEAN事務局（ASEAN Tourism Statistics Database）、UNWTOより作成

¹ なお、ASEAN事務局から発表されたデータ（2015年9月末時点）によれば、2014年のASEANへの旅行者数は1億500万人となっている。

図表 2：国・地域別の ASEAN への来訪状況

	2012年		2013年		2014年	
	旅行者数 (千人)	全体に占め るシェア(%)	旅行者数 (千人)	全体に占め るシェア(%)	旅行者数 (千人)	全体に占め るシェア(%)
ASEAN	39,845	44.7	46,154	45.2	49,223	46.8
中国	9,283	10.4	12,651	12.4	13,059	12.4
EU28カ国	8,079	9.1	8,695	8.5	9,275	8.8
韓国	4,011	4.5	4,873	4.8	5,018	4.8
日本	4,275	4.8	4,724	4.6	4,634	4.4
オーストラリア	4,060	4.5	4,303	4.2	4,384	4.2
米国	2,984	3.3	3,178	3.1	3,254	3.1
インド	2,840	3.2	2,946	2.9	3,071	2.9
ロシア	1,835	2.1	2,460	2.4	2,378	2.3
台湾	1,846	2.1	2,061	2.0	1,920	1.8
その他	10,167	11.4	10,153	9.9	8,867	8.4
合計	89,225	100.0	102,199	100.0	105,084	100.0

出所：ASEAN 事務局 (ASEAN Tourism Statistics Database)

2. ASEAN における観光促進の取り組み

日本でも、観光立国に向けて短期滞在ビザ要件の緩和や外国人旅行者向け消費税免税対象拡大などの施策がなされているが、ASEAN は、各国レベルでの観光政策の他、ASEAN 経済共同体 (AEC) 創設の一環として観光促進に向けて取り組んできた。ASEAN 域内からの観光客を中心とした観光客数の増加は、少なからずこうした取り組みの成果を反映していると考えられる。

以下、ASEAN における観光促進の取り組みを簡単に振り返ってみる。

ASEAN では、観光は AEC 実現のための「優先統合セクター」と位置づけられ、AEC ブループリント (工程表) の 4 つの柱 (①単一市場と生産基地、②競争力のある経済地域、③公平な経済発展、④グローバル経済への統合) のうちの①単一市場と生産基地の一部を成している。2011 年に制定された「ASEAN 観光戦略計画 2011-2015」では、①商品開発・マーケティング・投資戦略②地域レベルでの人材、サービス、施設の質向上③旅行の円滑化と ASEAN の連結性の強化・促進、を掲げ、具体的な施策を進めてきた。

図表 3: 「ASEAN 観光戦略計画 2011-2015」の概要と実施状況

戦略プラン	戦略行動	具体的な活動計画	進捗状況
①商品開発・マーケティング・投資戦略	(1)マーケティング戦略の策定・実行	「ASEAN観光マーケティング戦略」の策定、マーケット調査チームの編成	「ASEAN観光マーケティング戦略 2012 - 2015」の制定、6つのターゲットマーケットと4つの主力商品のプロモーション実施など
	(2)体験的・創造的な地域レベルでの周遊旅行やパッケージの開発、投資戦略の策定	自然、文化・遺産、コミュニティ、海や川のクルーズなどを基にした地域周遊観光のパッケージ開発、観光商品開発促進のための投資障壁の縮小	UNWTOからの技術協力を受けた「河川のクルーズ観光」開発、観光投資フォーラムの開催など
	(3)外部機関と関連する政策や手続を強化	各ASEANの観光機関の活動や広報の促進、観光戦略計画実行に際しての関係各国や国際機関との連携、民間部門とのコミュニケーションのためのシステム構築	日アセアンセンター、中アセアンセンター、韓アセアンセンターとの協働など
②地域レベルでの人材、サービス、施設の質向上	(1)認証プロセスを含めた、「ASEAN観光基準」の見直し・改訂	ホテル、ホームステイ、公共トイレ、スバのサービス基準の見直し・改訂、セキュリティ・安全に関するガイドラインの策定、気候変動問題に対する対応能力の強化	「ASEAN観光基準」の採用、ASEANセキュリティ・安全ガイドラインの制定、観光や気候変動問題に対するモニタリングシステム・行動計画の採用など
	(2)ASEAN観光専門家及びその要求水準についての相互承認の実施	ハウスキーピング、フロント業務、飲食サービス、食品生産、旅行代理店、ツアー運用のための人材開発プログラムの実施、ASEANメンバー国の労働市場をモニターするツールの開発	観光専門家の相互承認(MRA)の完了、MRAの実行事務局や観光専門家の登録システムの開発、食品生産・フロント業務・飲食サービス向けの指導員の育成など
	(3)知識・技術開発増強のための機会提供	能力開発プログラム発展のための政策策定、年次の人材開発計画の策定	
③旅行の円滑化とASEANの連結性の強化・促進	(1)ASEAN地域の単一ビザの推奨	地域単一ビザの検討、電子ビザの推奨、サブリージョナルビザなど新たなビザの枠組みを探索	ASEAN域外の国民に対するASEAN共通ビザについての研究など
	(2)空路、水路、陸路を通じたASEANの連結性拡大に向けた連携	地域の連結性強化のため、継続的に陸海空の状況を確認、関連機関との連携強化	ASEANオープンスカイ協定、航空サービスに関する日本・中国・韓国・EUとの交渉など

出所：ASEAN Tourism strategic plan 2011-2015、ASEAN Tourism ministers meeting プレスリリースより作成

2013 年末までの時点で、ASEAN 観光戦略計画の施策のうち 75%が実行済であり、主な成果は以下の通りである。

まず、①商品開発・マーケティング・投資戦略については、2012 年に「ASEAN 観光マーケティング戦略 2012 - 2015」を策定し、ターゲットマーケットや主力商品の明確化を行い、これに沿って広報活動や商品開発などを行っている。例えば、一般大衆旅行の促進として、中国からの観光客誘致を念頭に、中国語版の ASEAN 観光に関するウェブサイトを開設したり、主力商品の一つである川をモチーフとした観光商品開発のために UNWTO からの技術協力を受けたりしている。②人材・サービス・施設の質向上については、ASEAN 統一の観光基準を策定し、観光に関するサービスの底上げ及び統一化を試みているほか、観光専門家に関する資格の相互承認や人材育成などの取り組みを行っている。また、セキュリティ関連のガイドラインの策定も行っている。③旅行の円滑化と ASEAN の連結性の強化・促進については、ASEAN 域内や隣国と航空サービスに関する交渉を行っている。ASEAN 域内の国民の移動に対するビザ免除については、2006 年のビザ免除枠組み合意に基づき順次進めている²が、将来的には、ASEAN 域外の外国人に対する ASEAN 共通ビザの導入も視野に入れている。

4. 今後の見通し

2015 年末に AEC が正式に発足した。今後の観光戦略については、「ASEAN 観光戦略計画 2016-2025」がまもなく公表されると考えられるが、2025 年に向けた方針については、2015 年 11 月に発表された「AEC ブループリント 2025」に述べられている。

それによると、2025 年に向けて、質の高い観光の持続的な発展と、ASEAN メンバー

² 14 日以内の一般旅券の短期滞在ビザについては、ミャンマーなど一部を除き ASEAN 域内でのビザ免除が概ね進捗している。

国間の統合を実現するために、①ASEAN メンバー国間での観光に関する便益分配のバランス向上、②セキュリティ面での懸念の減少、③国を跨ぐ手続の効率化・費用低減、④輸送混雑・目的地のインフラ混雑の減少、の4つが課題として挙げられている。今後も、ASEAN の中間層拡大などを背景に、ASEAN への観光客は増加していくものと考えられるが、これまでのようにASEAN 全体での観光に関連するサービスのレベルアップを図るだけでなく、多くの観光客を受け入れることによって起こってくる混雑緩和やセキュリティの強化、自然や遺産保護への対応など受入体制の整備がより求められてくるものと考えられる。

<参考文献>

ASEAN Economic Community Blueprint 2008
ASEAN Economic Community Blueprint 2025
ASEAN Tourism Strategic Plan 2011-2015
ASEAN Tourism Marketing Strategy 2012-2015
UNWTO Tourism Highlights 2014 Edition
UNWTO Tourism Highlights 2015 Edition

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>